

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（瀬戸内海東部における有害赤潮等分布拡大防止）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害の防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、シャトネラやカレニア及びケイ藻などのプランクトンが形成する赤潮により甚大な被害が発生している播磨灘、備讃瀬戸、燧灘を主海域とする瀬戸内海東部において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

- (1) 播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘を主海域とする瀬戸内海東部海域において、夏季及び冬季に3～4ヶ月間、夏季に20地点程度、冬季に30地点程度、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (2) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)のデータに基づいて、最新の知見を用いた有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害の防止・軽減に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、カレニアやヘテロシグマなどが形成する赤潮により甚大な被害が発生している周防灘、伊予灘を主海域とする瀬戸内海西部において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

(1) 周防灘、伊予灘を主海域とする瀬戸内海西部海域の約50地点程度において、夏季の3ヶ月間に4～5回、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施

(2) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)のデータに基づいて、最新の知見を用いた有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（豊後水道・土佐湾における有害赤潮等分布拡大防止）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害の防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、カレニアやコクロディニウム赤潮などによる漁業被害が頻発している豊後水道及びその周辺海域、並びにシャトネラ、ヘテロカプサやヘテロシグマなどが形成する赤潮により甚大な被害が発生している土佐湾において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

- (1) 豊後水道及び土佐湾の5地点程度において、契約月～翌年春季までの月1回、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (2) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)のデータに基づいて、有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料（CD-R） 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

（農林水産省別館8階 ドアNo. 別801）

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（八代海・鹿児島湾における有害赤潮等分布拡大防止）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害の防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、シャトネラ、コクロディニウムやヘテロシグマなどが形成する赤潮により甚大な被害が発生している八代海及びその周辺海域と鹿児島湾において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

- (1) 八代海の中央ライン8地点程度において、契約月から翌年春季までの月1回、表層、中層、底層にて、最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (2) 八代海及びその周辺海域と鹿児島湾の各12地点程度において、契約月から翌年春季までの月1回、表層及び10m層にて、最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (3) 八代海の1地点において、6月から8月まで定期的に表層から底層まで、最新の知見に基づいた効率的、効果的な方法により、該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による鉛直観測を実施。
- (4) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)～(3)のデータに基づいて、有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（伊勢湾・三河湾・英虞湾における有害赤潮等分布拡大防止）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害の防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、ヘテロシグマ、ヘテロカプサやケイ藻などが形成する赤潮により甚大な被害が発生している伊勢湾、三河湾及び英虞湾において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

- (1) 伊勢湾の6地点程度において、契約月～10月までの月1回、表層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (2) 三河湾の12地点程度において、契約月～翌年春季までの月1回、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (3) 英虞湾の6地点程度において、契約月～5月までと、11月～翌年春季までの月2回及び6～10月までの週1回、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施
- (4) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)～(3)のデータに基づいて、有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（日本海における大規模外洋性赤潮の被害防止対策）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、各海域毎にプランクトン種の構成変化や、分布域が拡大傾向にある有害赤潮等の現状を把握するとともに、広域連携調査を実施するなど拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、日本海で発生し、漁業被害が顕著になっている外洋性有害赤潮に対応するため、その発生状況や海洋環境について、沖合及び沿岸漁場モニタリング調査並びに衛星画像解析などにより発生機構を解明するとともに、流動モデル等による発生予察技術を開発するなど、赤潮被害の防止対策を講じる。

(1) 日本海南西部において、7～9月までの3ヶ月間、沿岸域及び沖合域にて、最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による海洋モニタリングの実施

(2) (1)のデータ及び衛星画像解析などの結果に基づいた赤潮発生機構の解明及び流動モデル（日本海循環モデル）を用いた赤潮発生予察技術の開発

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料（CD-R） 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

（農林水産省別館8階 ドアNo. 別801）

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（東京湾におけるケイ藻・新奇有害プランクトンの被害防止対策）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

このため、広域連携調査に加え、近年、海域による種構成が変化し、その分布域が拡大傾向にある新奇有害赤潮やケイ藻赤潮の現状を把握するとともに拡大防止策を検討することにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、東京湾において多発しているケイ藻赤潮によるノリの色落ち被害について、原因となっているプランクトン種をモニタリングし、発生状況と栄養塩環境、ノリの色落ち状況の関係を明らかにする。

また、新奇有害プランクトンによる赤潮について、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、発生機構を解明するとともに、これらの結果を基に赤潮の発生予察技術を開発するなど、赤潮による漁業被害の防止対策を講じる。

- (1) 東京湾の12地点程度において、10月～翌年春季までの月2回、最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目によるケイ藻赤潮に関する海洋モニタリングの実施
- (2) 東京湾の12地点程度において、契約月から翌年春季までの月1回、最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目によるシャトネラ属のプランクトンに関する海洋モニタリングの実施
- (3) 赤潮発生予察技術を開発するため、(1)～(2)のデータに基づいて、最新の知見を用いた有害赤潮の発生と水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・
貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（貧酸素水塊漁業被害防止対策）仕様書
(案)

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

近年、閉鎖型海域では貧酸素水塊が発生し、二枚貝などがへい死する漁業被害が出ていることから、広域モニタリング調査を実施するとともに、発生メカニズムを解明し、貧酸素水塊による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、有明海で行ってきた広域モニタリング調査等のデータを基に、貧酸素水塊発生動態予測システムの構築や貧酸素水塊の発生機構の解明及び微細気泡装置等を使用した貧酸素水塊防除・抑制技術の高度化を図る。

また、貧酸素水塊発生と大きく関わるシャトネラやヘテロシグマ及びケイ藻などのプランクトンが形成する赤潮により甚大な被害が発生している有明海において、その発生状況及び海洋環境の調査を行い、赤潮の発生機構を解明し、赤潮の短期動態予測技術を開発など、赤潮被害の防止対策を講じる。

- (1) 有明海奥部の4地点程度において、契約月から翌年春季までの週1回～2週に1回の計30回程度、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目による定期観測の実施
- (2) 有明海中央部の5地点程度において、夏季は週1回、秋季～冬季は月1回の頻度で、計12回程度、表層、中層、底層にて最新の知見に基づいた効率的、効果的な地点数及び該当海域の赤潮発生予察に必要な調査項目の定期観測の実施
- (3) 有明海奥部の3地点程度において、夏季の3ヶ月程度は底層の水温、塩分、溶存酸素等を、その他の季節の7ヶ月程度は表層の水温、塩分、クロロフィル等のテレメトリ連続観測を実施
- (4) 赤潮及び貧酸素水塊発生予察技術を開発するため、(1)～(3)のデータに基づいてシャトネラ等の有害赤潮の消長と貧酸素水塊の発生、ノリ漁期の珪藻赤潮の発生と水質の関連等について、最新の知見を用いた水質及び気象・流動等の環境条件との関係を解析

- (5) 東京湾奥において、夏季の4ヶ月程度、表層から底層まで、最新の知見を用いて貧酸素化の実態を把握するために必要な調査項目の観測を実施するとともに、微細気泡発生装置による水質及び底質の改善に効果的な運用方法を検討する

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（新奇有害プランクトンに係る発生・増殖機構の解明、モニタリング及び予察技術に関する研究）仕様書

（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

特に赤潮の原因である新奇有害プランクトンの中には、未だ生理学的・生態学的知見が不十分なものもあることから、これらに関する基礎的な知見を充実させるとともに、赤潮のモニタリング技術の向上、予察技術の開発を進めることにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、最新の生理学的・生態学的知見を用いて、次の研究開発を行う。

- (1) 新奇有害プランクトンを特徴づける形態、生理・生態、分布等について説明するとともに、新奇有害プランクトンが発生・増殖しやすい海洋環境等の諸要件を解明する。
- (2) 検鏡によらない新奇有害プランクトンの同定・定量法及び画像解析手法を用いた、海水中の新奇有害プランクトンに対するリアルタイムモニタリング技術を開発する。
- (3) 新奇有害プランクトンの発生・増殖を予察するための手法を開発する。
- (4) 都道府県の赤潮担当者に対して、新奇有害プランクトン及び既存有害種の栄養細胞及びシストについて、分類・同定技術に関する研修会を実施し、新奇有害プランクトンの分類・同定、現場モニタリング技術の向上を図る。

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5（2）①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（新奇有害プランクトンによる漁業被害防止、軽減技術に関する研究）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

特に、新奇有害プランクトンによる赤潮によって、養殖魚など水生生物が大量にへい死するなど、養殖業等の漁業経営に甚大な被害を与えるとともに、国産水産物を国民に安定供給する上での障害となっていることから、赤潮防除及び養殖魚のへい死防止技術の研究開発を進めることにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、新奇有害プランクトンを殺滅・防除できる技術及び新奇有害プランクトンによるへい死を防止・軽減する技術について、最新の生物学的知見を用いた手法により以下の研究・開発を行う。

- (1) 新奇有害プランクトンの生物学的防除技術について研究開発を行う。
- (2) 新奇有害プランクトンを殺滅または阻害する殺藻細菌を用いた赤潮防除技術の実用化に向けた研究開発を行う。
- (3) 赤潮発生時に行う緊急対処療法について、養殖魚等のへい死防止効果の検証と実用化に向けた研究開発を行う。

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料（CD-R） 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

（農林水産省別館8階 ドアNo. 別801）

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（シャトネラ属有害プランクトンの魚介類への影響、毒性発現機構の解明に関する研究）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

平成21年及び22年には、有明海・八代海及び橘湾においてシャトネラ属有害プランクトンによる大規模な赤潮が発生し、養殖していたブリ、カンパチ、シマアジ等が大量にへい死するなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、熊本県及び鹿児島県の漁業関係者等からは、シャトネラ赤潮による水産生物への影響、特にへい死に至らせるまでの機構解明の開発を強く求められていることから、シャトネラ属有害プランクトンに関する調査研究を進めることにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、最新の物理的・科学的な知見に基づく水生生物への影響及び毒性評価・解析手法について次の研究開発を実施する。

- (1) シャトネラ属有害プランクトンが影響を及ぼす水産生物の種類やへい死に至る細胞密度を、暴露試験によって解明するとともに、魚類のサイズ別、生理状態及び体成分等シャトネラ属有害プランクトンが与える影響について特定する。

なお、実験には、今回被害が発生した八代海もしくは有明海海域で採取したシャトネラ培養株を用いること。

- (2) へい死に至るメカニズムを生化学的手法を用いて解析し、シャトネラ属有害プランクトンの水産生物に対する毒性発現機構について解明する。

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業（シャトネラ属有害プランクトンの漁業被害防止、軽減技術に関する研究）仕様書（案）

1 目的

本業務は、近年の経済・産業活動による沿岸域の開発等が、赤潮の発生や大きな環境負荷の流入を促し、漁場環境・生物多様性に負の影響を及ぼしており、それらの問題に適切に対応しなければ、漁業活動が成り立たなくなる可能性が指摘されている。

平成21年及び22年には、有明海・八代海及び橘湾においてシャトネラ属有害プランクトンによる大規模な赤潮が発生し、養殖していたブリ、カンパチ、シマアジ等が大量にへい死するなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、熊本県及び鹿児島県の漁業関係者等からは、シャトネラ赤潮の発生機構の解明や防除技術の開発を強く求められていることから、シャトネラ属有害プランクトンに関する調査研究を進めることにより、赤潮による漁業被害防止に資することを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

3 業務内容

本業務は、漁場での活用を前提とした、低コストで簡便な赤潮被害防止策及び軽減技術の開発を実施するため、最新の知見を用いて、以下の研究開発を行う。

- (1) 既存の赤潮防除剤について、シャトネラ属有害赤潮に対する効果的な使用方法の検証及び防除効果が高くなる改良を行う。
- (2) 物理的・化学的手法によりシャトネラ属有害プランクトンを殺滅・防除する技術を研究開発を行う。
- (3) 抗酸化剤等の経口投与による延命効果を検証するため、それらの魚類体内における動態について解明する。

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(2)①に示す納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

5 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

事業報告書 160部

電子記録媒体資料(CD-R) 2部

(2) 納入場所

①水産庁増殖推進部漁場資源課漁場保全調整班

(農林水産省別館8階 ドアNo. 別801)

②水産庁が別途指定した場所

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はその指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務を実施する際に知り得た情報について、決して外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。